

気象警報にかかる措置について

大東市教育委員会

**市立小・中学校共通**

○午前7時の時点で

大阪府全域あるいは大東市に「暴風警報」が発表されている場合

⇒ 自宅待機

**市立幼稚園**

○午前7時の時点で

大阪府全域あるいは大東市に「暴風警報」が発表されている場合

⇒ 臨時休業

**市立小学校**

○午前9時までに解除された場合

⇒ 登校（午前中授業）※給食なし

※学校によって集合時刻に差あり

○午前9時の時点で発表中の場合

⇒ 臨時休業

**市立中学校**

○午前9時までに解除された場合

⇒ 登校（10時より始業）※給食なし

○午前9時の時点で発表中の場合

⇒ 自宅待機

○午前10時までに解除された場合

⇒ 登校（13時より始業）※昼食を済ませて

○午前10時の時点で発表中の場合

⇒ 臨時休業

**市立幼・小・中学校（園）共通**

○午前7時の時点で

大阪府全域あるいは大東市に「特別警報」が発表されている場合

⇒ 臨時休業

○幼児・児童・生徒が在在（園）中に

大阪府全域あるいは大東市に「特別警報」が発表された場合

⇒ 原則として学校（園）待機とし、状況に応じて市教育委員会と連携して対応を決定する